

開 会 令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

閉 会 令和 8 年 3 月 9 日 (月) 午後 2 時 0 2 分

令和 7 年度第 2 回金ヶ崎町子ども・子育て会議

会議録

金ヶ崎町子育て支援課

令和7年度第2回金ケ崎町子ども・子育て会議会議録

令和8年3月9日(月)午後1時30分金ケ崎町役場4階大会議室において、
金ケ崎町子ども・子育て会議を開催した。

1. 出席委員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 会 長 | 坂井ふき子 | 副会長 | 松本レイ子 |
| 委 員 | 佐藤 素未 | 委 員 | 阿部 光平 |
| 委 員 | 渡辺 理恵 | 委 員 | 高橋 修 |
| 委 員 | 古川 美香 | 委 員 | 千葉 勝 |
| 委 員 | 小南 麻衣 | 委 員 | 菅原 慎一 |

2. 欠席委員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 委 員 | 佐藤 裕 | 委 員 | 高橋 茂 |
| 委 員 | 千枝 徳三 | 委 員 | 有住 純也 |
| 委 員 | 田村 一成 | | |

3. 町出席者

高橋町長

【関係課】 教育委員会事務局 次長補佐 渡邊久美子、主事 渡辺知美

都市建設課 主事 及川真人

【事務局】 子育て支援課 課長 梅田吏佳、課長補佐 浅利英克、

主査 高橋圭太、子育て支援相談員 石川陽

4. 傍聴人 2人(報道機関2人)

5. 会 議

〔1. 開会〕

梅田課長 令和7年度第2回子ども・子育て会議を始めさせていただきます。本日の司会を務めます子育て支援課の梅田です。

本日は、佐藤裕委員、高橋茂委員、千枝徳三委員、有住純也委員、田村一成委員より欠席の報告をいただいております。

本会議は、金ケ崎町子ども子育て会議条例第6条第2項により委員の半数が出席しております。定足数に達しておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

〔2. 挨拶〕

梅田課長 それでは、次第に沿って進めてまいります。2. 挨拶。まず初めに坂井ふき子会長からご挨拶いただきます。

坂井会長 西小学校校長の坂井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。今年度2回目の金ケ崎町子ども・子育て会議ということで、前回については、たくさんのご意見を頂戴いたしまして、本町の子育て支援に関わる様々な事業対して、取組に繋がっていったのではないかなと思っております。本日の協議事項は、来年度の新規事業に関わるものであり、委員の皆様からは忌憚のない意見を頂きまして、よりよい施策になるよう、この会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

梅田課長 ありがとうございます。続きまして、金ケ崎町長高橋寛寿より皆様にご挨拶を申し上げます。

町長 はい。ご苦勞様でございます。本日は金ケ崎町の第2回子ども・子育て会議ということでご案内をいたしましたところ、お忙しい中、皆様には貴重な時間をいただき大変ありがとうございます。

金ケ崎町の子どもの出生数は、令和5年度が90名でしたが、令和6年度に60名となりました。令和7年度は70名になりそうですが、少し回復と見ていいのかどうかはさらにその推移を見る必要があると思っております。子ども子育ての様々な支援について

は、何とかして少子化にブレーキをかけたい、ストップをかけたい、反転をさせたいと国をはじめとして全ての行政機関で、いろいろ取り組みを行っている状況でございますが、なかなか少子化に歯止めが掛からない状況が続いていることは大変残念なことでございます。そういう中で、会長からお話ございましたが、皆さまからは様々なご意見を頂いて、実施に向けて努めてきたつもりでございます。この状況はすぐには変わらないかもしれませんが、皆様からのご意見を頂きながら、或いは国の施策、県の対策を含めて、子どもが生まれなくなるということは、その国の運命を左右することになると思いますので、本当に皆様からはまさにご忌憚のないご意見を頂いて、金ヶ崎町だけに止まらず、頂いた意見について広く県を含めて意見交換ができれば良いのかなと改めて感じているところでございまして、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、既にご存じの通りでございますが、私のこの会議への出席は本日をもって最後になります。この4年間、皆様方には貴重なご意見を頂きながら、ご苦勞をお掛けしました。感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

梅田課長 町長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。
(町長退席)

梅田課長 この後の進行は、会長に議長をお願いします。
坂井会長、よろしく願いいたします。

〔3. 報告〕

坂井会長 本日の会議は、報告が1件、協議が2件あります。
それでは、報告に入ります。

「(1) 児童遊園の廃止について ①中央児童遊園」
説明をお願いします。

都市建設課 (及川主事) ((1) 児童遊園の廃止について説明)

坂井会長 ただ今の件について、意見・質問等がありますか。

菅原委員 この児童遊園の利用状況や利用率等は町で把握しているのかというところを確認したい。また児童遊園の設置基準のようなものが分からないからですが、廃止したことによって改めて造るような計画等はあるのかを、参考までにお聞きしたいと思います。

坂井会長 では、説明願います。

都市建設課（及川主事）

利用人数、利用率については、町の方で定期的なカウントや集計等
は行っていませんが、隣にあります社会福祉協議会との協議や
聞き取りでは、場所が社会福祉協議会の敷地内となってしまうの
で、これまでの間には利用者がほぼいない児童遊園でした。

設置の基準等について、児童遊園ごとの設置基準は児童福祉法
上、定められていることがあります。例えば、遊具が置いてあるこ
とや広場を有していることの施設基準はありますが、町内の施設
数のような全体的な基準はありません。利用者のいない遊園でし
たので、今後同様の場所に整備するような検討はしておりません。

坂井会長 よろしいでしょうか。

その他、意見・質問等はありませんか。

それでは、以上で報告を終わります。

〔４．協議〕

坂井会長 次に協議に入ります。

「（１）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に
ついて」

説明をお願いします。

教育委員会事務局（渡邊次長補佐）

（（１）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に
ついて説明）

坂井会長 ただいまの件について、意見・質問等はありませんでしょうか。

小南委員 （利用可能時間）月 10 時間という基準は何であるか気になりま
す。月 10 時間では働くことは難しいですので、この最終目的はど

のようなことか、教えていただきたいです。

坂井会長 では、説明をお願いします。

教育委員会事務局（渡邊次長補佐）

利用可能時間の設定については、国が示す上限となっています。仕事をしている方のお子さんを預かるというよりは、在宅で保育園等の利用がないお子さんを、集団の中で慣らすために預けることをメインの目的としている制度のようです。

小南委員 時間を延ばすことはないということですか。

教育委員会事務局（渡邊次長補佐）

町独自で時間を拡大することは可能ですが、その場合は町の単独事業になり、国からの支援給付が見込めなくなります。

小南委員 国からの給付が認められる時間が10時間ですか。

教育委員会事務局（渡邊次長補佐）

給付制度として認められるのが、10時間分までとなります。

小南委員 わかりました。ありがとうございます。

坂井会長 その他、意見・質問等ございませんでしょうか。

高橋委員 在籍児童数は変動すると思いますが、あくまでも定員に余裕があれば受け入れるというものなのか。この事業は不定期的な利用を前提にしているのか、申し込みは利用したいときに前の日でも受け入れてもらえるのか、その場合に料金の徴収はその都度、単発的に頂くものになるかということを知りたいと思います。

坂井会長 では、事務局、お願いします。

教育委員会事務局（渡邊次長補佐）

事業の中身について、今回申請書が提出された2事業者はどちらも（事業区分が）余裕活用型ということで、定員に空きがある場合に受入れ可能という申し出を受けています。年度途中で入所児童が増えて定員に空きがなくなれば、乳児等通園支援事業は受け入れできないということになります。申込等の流れは、14ページに「こども誰でも通園制度総合支援システム」と記載をしていますが、保護者がインターネット上で事前に申し込みをして、この情報により

町で認定を行い、施設と保護者との間で事前に面接を1度してから、保護者にシステムを使って利用したい日時を調べていただきます。基本的に1週間ほど前までの申し込みで、予約はできるということになります。利用料については、(施設ごとに)1時間当たり300、400円ということで設定をされています。余裕活用型なので、その都度、お迎えしたときにお金を払うという流れになります。

高橋委員 面接という話がありましたが、一度を受ければ、継続して利用できますか。

教育委員会事務局(渡邊次長補佐)

はい、年度中は利用できます。

高橋委員 こども1人当たり月10時間とありますが、子どもの一時預かり的な要素もあるのかなと思いました。ファミリー・サポート・センターや他の制度との兼ね合いについて、今回の事業ができるのであれば、むしろそちらの方を利用するということができるのか。それから、他にも競合する部分が多々あると思いますが、そういうことも見込まれていますか。

坂井会長 事務局、お願いします。

教育委員会事務局(渡邊次長補佐)

ファミリー・サポート・センターと一時預かりの事業については、あくまで保護者の都合によって家庭での保育ができないときに預けることになります。今回の乳児等通園支援事業については、子どものため、育ちのために預けるということなり、本来の目的が異なるということで、競合は意識していないところです。

坂井会長 その他、質問・意見等ございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はいの声)

坂井会長 それでは、「乳児等通園支援事業の実施について」を承認することとしてよろしいでしょうか。反対意見のある方は挙手して意見ををお願いします。

(挙手なし)

坂井会長 では、異議がないことを認め、「乳児等通園支援事業の実施について」は、承認することといたします。

坂井会長 次に、進みます。

 「(2) 保育提供体制の確保のための実施計画について」
説明をお願いします。

教育委員会事務局（渡邊次長補佐）

 ((2) 保育提供体制の確保のための実施計画について説明)

坂井会長 ただ今の件について、意見・質問等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

 (はいの声)

坂井会長 はい。それでは、「(2) 保育提供体制の確保のための実施計画について」は、承認することとしてよろしいでしょうか。

 (はいの声)

 では反対意見のある方は、いらっしゃらないようですので、異議がないことを認め、「(2) 保育提供体制の確保のための実施計画について」は承認することといたします。

坂井会長 以上で協議を終わります。

 それでは、議長の任を終了します。

〔5. その他〕

梅田課長 坂井会長、ありがとうございました。

 それでは次第に沿って、5. その他に進みます。

 委員の皆様から、他にお知らせしたいこと等がございましたら、お願いいたします。

小南委員 私は金ヶ崎町子育てサークル「はあとママ」で活動しております。「子ども服町内学用品無料お譲り会」を年2回開催していますが、3月29日にも行います。(別紙パンフレット参照)

 金ヶ崎中学校で使用する鬼剣舞の衣装が足りないのです、皆さんに呼び掛けをしていますが、どなたか衣装を譲っても良い方がいましたら、提供いただけるとありがたいです。このお譲り会はどなたが来てもいいですので、どんな活動か見ていただける

とありがたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

梅田課長

ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

その他、皆さんから何かございませんでしょうか。

関係課からありませんか。

事務局からは特にございませんが、今の委員の皆様は来年度末までの任期となっていますので、4月以降も引き続き、よろしく願いいたします。

〔6. 閉会〕

梅田課長

それでは本日の会議、これで終了させていただきます。ご出席いただきありがとうございます。お疲れ様でした。